

(別添)

## 「周辺事態法に対する当協会の基本的な考え方」

1999年5月24日  
定期航空協会

### - 基本的な考え方 -

周辺事態法では、民間企業に対する協力依頼は強制力を伴わないとされているほか、協力依頼は、およそ不測の事態が起こり得ない状況においてのみなされると認識している。

政府から協力依頼があった場合は、民間航空企業としてまず、最低限以下の事項等を確認する必要があると考える。

協力依頼の内容が航空法に抵触しないなど、法令等に準拠したものであること

事業運営の大前提である運航の安全性が確保されること

協力を行うことによって関係国から敵視されることのないよう、協力依頼の内容が武力行使に当たらないこと

上記の事項等を確認しつつ、公共輸送事業としての役割を担う個々の民間航空企業が、自由な意思の下で、個別ケース毎に依頼への対応を判断するべきと考える。

民間航空の安全の確保に、国は万全を期すように強く要望する。